

育児休業取得者・求職者  
保護者各位

狛江市子ども家庭部  
児童育成課長 三宅 哲

### 復職日及び就労開始日の延長について

日頃から狛江市の新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。緊急事態宣言期間が延長されたことを受け、下記のとおり復職日及び就労開始日の延長についてご案内をいたします。ご確認の程、よろしくお願いいたします。

### 記

4月1日～6月1日の入所者のうち、育児休業取得者及び求職者については、以下のとおり復職日及び就労開始日を延長いたします。

	復職期限 又は就労開始日	復職・勤務証明書の提出期限
1. 育児休業取得者	8月1日(日)	8月16日(月)
2. 求職者	9月1日(水)	9月15日(水)

※既に提出済の方については、再度のご提出は不要です。提出したものと日にちが変更になった場合は、再度ご提出ください。

問合せ先：狛江市児童育成課幼児教育・保育係

03-3430-1111 内線 2316・2317・2328・2398